

1. 開催日時 令和4年2月3日（木）午後2時00分から
2. 開催場所 白井市役所東庁舎1階会議室101
3. 出席者 倉阪委員、村上委員、中村委員、上口委員、尾籠委員、
五十嵐委員、吉武委員、宇賀委員、岡村委員、稲田委員、
山田委員、北澤委員
4. 欠席者 長谷川委員、藤田委員、鈴木委員
5. 事務局 白井市 岡田市民環境経済部長、鈴木環境課長、長谷川主査、
芳賀主査、佐藤主任主事、清宮主事
株式会社建設技術研究所 齋藤
6. 傍聴者 4人
7. 議題
議題1 白井市第3次環境基本計画（素案）に対するパブリックコメントの結果について
議題2 白井市第3次環境基本計画の答申書（案）について
8. その他
1 白井市第5次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）について
9. 開 会

- ・定足数の報告
- ・資料の確認
- ・議長の指定

10. 議 事

- ・倉阪会長あいさつ

倉阪会長 今日白井市第3次環境基本計画の素案について議論するということですが、その前に非公開の取扱いについて決めるということで、よろしくお願ひします。

- ・非公開議案の審査等
- ・傍聴人の入場

それでは、議事に入ります。本日の議題は、2議題です。それでは、議題1白井市第3次環境基本計画（素案）に対するパブリックコメントの結果について事務局から説明をお願いします。

○議題1 白井市第3次環境基本計画（素案）に対するパブリックコメントの結果について

事務局 議題（1）白井市第3次環境基本計画（素案）に対するパブリックコメントの結果について、事務局より御説明いたします。

初めに、本件パブリックコメントについては、昨年11月22日に開催した令和3年度第3回白井市環境審議会後に御指摘事項等を踏まえ、素案を修正後、令和3年12月15日から令和4年1月14日にかけて、31日間実施しました。

市へ寄せられた御意見については、2人から、計11件をいただき、資料1の2ページから4ページにかけて、御意見に対する市の考え方を記載しており、結果については、現在、市のホームページ等で公開しています。

資料の3ページ目を御覧ください。

御意見について、寄せられた御意見を踏まえ、素案を修正した件数は5件あり、計画書（案）の33ページ目については、誤字の箇所を修正しております。

資料4のページ目を御覧ください。

計画書（案）の30ページ目と、47ページ目については、御意見を踏まえ、市民・事業者の方が計画書を読んでわかりやすく、イメージが湧くように、表記を一部修正しております。

また、残りの6件については、「既に素案に盛り込んでいるもの」が1件、「素案には反映できないが今後の参考とするもの」が3件、「素案には反映できないが意見として伺ったもの」が2件となっております。

以上で、議題（1）白井市第3次環境基本計画（素案）に対するパブリックコメントの結果について、の説明となります。

会 長 ありがとうございます。それでは、どなたでも結構ですので御意見をいただければと思います。

（全員、特に意見なし）

会 長 御意見がないようですので、「概ね適当」と判断したいと思います。

会 長 次に議題2 白井市第3次環境基本計画の答申書（案）について事務局から説明をお願いします。

○議題2 白井市第3次環境基本計画の答申書（案）について

事務局 議題（2）白井市第3次環境基本計画の答申書（案）について、事務局より御説明いたします。

初めに、資料3について、前回の審議会以降、先程の議題（1）でありましたパブリックコメントの結果を踏まえた修正や、新計画を見て子どもから大人までわかりやすいように、イラストやコラムの追加、また、47ページ目以降の第6章資料編では、「関連例規等」、「策定の経緯」、「温室効果ガス削減目標の設定方法」、「アンケート結果」、「用語集」を追加した上で、新計画の最終の案としており、今までの策定経緯等を踏まえ、資料2、答申書（案）を作成しております。

資料2を御覧ください。

1 ページ目は鏡文となっており、答申（案）については、2 ページ目となっております。

答申（案）としては、

「令和4年度から9か年の白井市第3次環境基本計画は、市の最上位計画である白井市総合計画を環境面から推進し、同時に環境行政の最も基礎となる計画としての役割と性格をあわせ持ち、本市における環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すものです。

また、本計画に基づき、市の各部門における環境の保全に関する各種の施策が立案・実施され、市民・市民団体・事業者・行政が互いに連携・協力しながら、環境の保全に取り組むための指針となるものです。

このことから、本計画（案）の内容は、概ね適切であると判断し、審議の過程であった意見を下記のとおり付して答申します。

今後は、計画の着実な推進につなげていくために、基本理念を踏まえた環境の将来像である「良好な環境を未来につなぐ 持続可能なまち」を目指し、更には脱炭素社会の実現を視野に入れた取り組みを進めるなど、切に期待します。」

としております。

これは、令和元年11月21日付けで諮問のありました白井市第3次環境基本計画の策定について、本計画の位置付けを整理しており、また、市民・市民団体・事業者・行政が互いに連携・協力しながら、環境の保全に取り組むための指針となるもの、と記載しております。

また、今までの審議会での御意見・御指摘事項等を踏まえ、下記5つの事項を整理し、審議の過程であった意見として、付して答申（案）としています。

1 白井市環境基本条例の理念を踏まえた目指す環境の将来像である「良好な環境を未来につなぐ 持続可能なまち」の実現のために、広く計画の周知に努め、市民・市民団体・事業者・行政が一体となり推進すること。

2 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、庁内の連携を強め、効率的・効果的な事業等の実施に努めること。

3 地球温暖化対策については、国や県の動向に注視し、的確な情報を市民や事業者提供することによって、省エネルギーや再生可能エネルギーの使用促進を図るとともに、市民や事業者との連携の場づくりを開始し、2050年のカーボンニュートラルの実現を見据えた取り組みを進めること。

4 脱炭素社会の実現に向けた機運の高まりや、環境問題に関する社会情勢の変化の速さ等を鑑み、計画の見直し等の対応を適切かつ柔軟に図ること。

5 目標達成に向けた取り組みの進行管理については、PDCAサイクルに基づく点検・評価や見直しを行い、計画の継続的な改善を図ること。

以上で、議題（2）白井市第3次環境基本計画の答申書（案）について、の説明となりますので、資料2の答申書（案）の内容について、御確認をお願いいたします。

- 会 長 ありがとうございます。それでは、どなたでも結構ですので御意見をいただければと思います。
- 委 員 P 7、22、101の画像が粗く感じます。せつかく公表するため、明瞭にしてみらいたいと考えます。
- 事務局 御指摘の内容に関しては、可能な限り対応します。
- 委 員 細かい内容で恐縮ですが、P 68の借家の戸建て住宅の割合は60.3%ではなく、0.6%ではないでしょうか。
- 事務局 御指摘のとおりですので、修正します。
- 委 員 P 57～59の画像は、やや見づらく感じます。反転してはいかがでしょうか。また、計画の中間の見直しはどのようにされる予定でしょうか。あわせて中間の評価はどのようにされる予定であるかもお教え願います。
- 事務局 御指摘の内容に関しては、反転するようにします。中間の見直しは、2025年度前後を目途に行う予定です。また、評価は毎年環境白書において進捗状況等を把握していく予定です。
- 委 員 毎年の進行管理ももちろんですが、中間時のレビューもお願いしたいと思います。
- 委 員 P 57～59は可能な限り大きく表示していただきたいと思います。
- 事務局 A3の見開きで大きく示す方法もありますが、製本の都合上、見開き部分の内容が見づらくなることから、A4のままで可能な限り大きく表示できるように対応します。
- 会 長 答申（案）について、一点修正をお願いしたいと考えます。「2050年のカーボンニュートラルの実現を見据えた取り組みを進めること。」の前に、「白井市における」の7文字を追加いただきたいと考えますが、いかがでしょうか。
- 事務局 ご指摘のとおり、修正します。

- 委員 脱炭素やカーボンニュートラルと表現されていますが、温室効果ガス排出量は白井市の方で、継続的にデータを入手することはできるのでしょうか。
- 事務局 事務局の方で毎年度算定することが可能です。
- 会長 アンケート調査結果でも示されていますが、設備導入等の取組余地はまだ多く残っていると思われます。自動車も10年程度の周期で買い替えが進むとして、2050年までにはガソリン車はほとんどなくなり、ほぼ電動化されることが考えられます。大きな転換を迎えることになります。
- 委員 自動車の電動化については半信半疑である。電気をつくり出す発電所が、火力などであれば、発電所から大量の温室効果ガスが排出されているからです。原子力発電や再生可能エネルギー等で発電されたものであればよいですが、現状の日本では難しいと考えます。国としても迷いがあるのではないかと考えます。
- 会長 発電部門の取組は今後必須となっています。そのうえで、世界的に見てもガソリンではなく、電動化に向けて脱却が図られようとしている流れは紛れもない現状として進んでいます。国として迷っているわけではなく、電動化に向けた目標も定め、その方向で推進しようとしています。
- 委員 他の委員の方々はまだあまり気にならないかもしれませんが、温室効果ガス排出量の目標値は極端な結果となっており、違和感がありますが、どのように設定がされているかお教え願います。
- 事務局 コンサルタント会社の者でございます。温室効果ガス排出量の目標設定に関しては、まず将来的になりゆきでどこまで温室効果ガス排出量が増減するかを過年度の実績等を参考に推計します。そのうえで、対策の実施により発現が見込まれる削減効果を部門ごとに推計しています。これは、国のマニュアルで示されている方法に基づいて行っているものです。
- 会長 推計の結果ではあるものの、産業部門の目標はやや恥ずかしいレベルであると言わざるを得ません。そのためP17においても注釈による補足説明を加えていただきました。
- 委員 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）も策定するとのことですが、環境基本計画を含め、新たな計画を周知する方法は、何かお考えがあるのでしょうか。

事務局 市役所やセンター等に配架するとともに、市のHPでもデータを公表する予定です。また、子どもから大人まで読みやすい概要版を作成することで、より多くの方に普及啓発を図ることを考えています。

会 長 それでは、議題2は「概ね適当」と判断することによろしいでしょうか。本日いただきました御意見等を踏まえ加筆修正した答申書（案）の確認は、私が確認することで、御一任いただいでよろしいですか。

（全員、了承）

会 長 それでは、御一任いただきましたので、（案）ができましたら、確認しますので事務局は私へメールで送ってください。内容等について事務局と調整後、答申書につきましては、私から市長に直接提出させていただきます。

会 長 以上で、予定された議題の審議は全て終了しました。次に、その他で何かありますか。事務局から何かありますか。

事務局 事務局から報告事項があります。資料4 白井市第5次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の概要について説明させていただきます。

本件に関しまして、資料配布が当日になり、大変申し訳ございませんでした。

本日は、事務局より、新計画の概要について、御説明させていただきます。

初めに、白井市第5次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）については、前計画の白井市第4次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の計画期間は平成27年度から平成31年度でしたが、新庁舎の建設や新型コロナウイルス感染症等の状況を踏まえた上で、上位計画の環境基本計画と整合を図るため、計画期間の終了年度を令和3年度まで延長としている状況です。

基準年度は、国の「地球温暖化対策計画」と整合を図り、平成25年度とし、計画期間は、上位計画で基幹計画である、白井市第3次環境基本計画と同様に、令和4年度から令和12年度までの9年間としています。

それでは、白井市第5次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の概略について説明させていただきます。

資料の1ページから4ページをご覧ください。

1ページから4ページ目では、第1章「計画の基本的な考え方」として、計画策定の背景から、目的、位置づけ、期間、対象範囲を記載しております。

計画策定の背景は、直近の地球温暖化問題に関連する内容を記載しておりますが、他の箇所については、前計画から大きな変更点はございません。

次に、5ページは、第2章「前計画の振り返り」を記載しており、前計画では、基準年度の平成25年度と比較して、温室効果ガス排出量を令和3年度までに6%削減するとしていましたが、直近の令和2年度実績において、9%増加している状

況であり、前計画の目標達成は厳しい状況となっております。

次に、6ページから8ページ目では、第3章「第5次実行計画における算定の基本的な考え方」として、新計画の算定方法を記載しております。

前計画からの変更点としましては、7ページ目の(1)電気使用量について、前計画では、基準年度の平成25年度から令和3年度まで、「電力排出係数」を「0.525」で固定していましたが、新計画では、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項第1号ロの規定に基づき、毎年告示される電気事業者ごとの「電力排出係数」を使用することにし、電力を発電する際の二酸化炭素排出量の削減を図ります。

それでは、次に、新計画での市の目標値について、第4章「温室効果ガス総排出量の推移と削減目標」として、9ページから18ページで記載しております。

9ページ目、1. 温室効果ガス排出量の推移について、先程第3章の説明時に「電力排出係数」が前計画と異なることを説明いたしましたが、新計画では、市が契約している電力事業者が国を通して報告している数値を使用するため、図3の数値が前計画と異なっており、基準年度の平成25年度と比較して、直近の令和2年度の温室効果ガス排出量は、22.9%削減となっております。

次に、この現状値を踏まえまして、新計画の目標値の設定に際し、14ページ目で記載している市の各部署へ、温室効果ガス排出量削減目標設定のための状況調査を行い、各部署が管理している施設における省エネルギー・再生可能エネルギー設備導入・更新状況を把握し、市の現状を踏まえたうえで、削減目標を設定しております。

削減目標の考え方については、15ページ目に記載しており、国の新たな地球温暖化対策計画では、令和12年度の温室効果ガス排出量を、基準年度の平成25年度と比較して、46%削減という目標を掲げています。

この、国が掲げる目標を踏まえ、市の置かれている財政状況等の実情を鑑み、削減の考え方としては、「今後の設備の導入・更新等の予定を全庁的に調査することで、計画的に実施される可能性のある削減効果を推計」し、また、「今後、再生可能エネルギー由来の電力調達を積極的に進めることにより、施設の電力消費に伴う温室効果ガス排出の削減効果を推計」することとしました。

次に、16ページを御覧ください。

1) 計画的に実施される省エネルギー対策について、各部署へ調査した結果、令和12年度までに行う省エネルギー対策として、10施設のLEDの導入・更新予定がありました。

この対策の結果として、52t-CO₂の削減が見込まれ、これは、直近の令和2年度の温室効果ガス排出量の1.4%にあたり、平成25年度の温室効果ガス排出量と比較すると、1.1%の削減効果となります。

続いて、17ページを御覧ください。

2) 電力排出係数の低い電力調達について、国では、新たな地球温暖化対策計画において目指す電力排出係数を「0.25」としたことから、令和12年度までに、市

も電力排出係数の低い再生可能エネルギー由来等の電力を積極的に調達することによって、国が目指す「0.25」の電力の調達を実現できるとして推計しますと、この対策の推計結果としては、775 t-CO₂の削減が見込まれ、これは、直近の令和2年度の温室効果ガス排出量の20.1%にあたり、平成25年度の温室効果ガス排出量と比較すると、15.5%の削減効果となります。

また、施設の統廃合におけるエネルギーの効率化・集約化も検討しなければなりません。計画終了年の令和12年度までに予定がないことから、今回の算定には含めておりません。

以上のことから、市が令和12年度までに見込める温室効果ガス排出量の削減量は、平成25年度比で、「39.5%」削減となり、さらに、計画期間の前期は計画的な取組を進めたうえで、計画期間の中後期には取組の強化を図ることで、白井市は、国が掲げる目標値である「46%」削減を目指します。

続いて、19ページか27ページ目では、第5章「温室効果ガス排出量削減のための取組」として、取組の基本方針から、具体的な取組、また、将来的なカーボンニュートラルを見据えたさらなる取組の方向性について記載しております。

前計画と新計画では、具体的な取組の大きな変更点はございませんが、基本方針や将来的なこととして、2050年度のカーボンニュートラルについての記載をしております。

最後に、28ページ以降は、第6章で「計画の推進と点検・評価・見直し」についての内容と、巻末には用語の解説となります。

以上で、(1)白井市第5次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の説明となります。

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）については、市の個別計画として位置付け、先程の議題でありました、上位計画の基幹計画として位置付けています、環境基本計画と併せ、各施策に取り組んでまいります。

計画の進捗状況等につきましては、来年度の環境審議会にて、環境基本計画と併せて報告いたしますので、引き続きよろしく願いいたします。

会 長 ありがとうございました。報告事項について、事務局から説明をいただきました。只今の事務局の説明について、報告事項ではありますが、御意見、御質問はございますか。

委 員 本環境審議会の任期はどのようになるのでしょうか。今回計画策定の途中から参加したため、経緯等がよくわからず戸惑った部分もありました。新しい委員の方は、関わっていない計画の評価等を行うことになるため、戸惑いがあると考えます。

事務局 現在の任期は来年の2月13日までとなり、改選が予定されています。ただ、市の規定が改定される予定があり、来年以降は3年間の任期になる予定です。また、再選もできますので、適宜相談したいと考えています。

会 長 P1の図1やP25の図12等は見やすく工夫してください。

事務局 見やすくなるように可能な限り対応します。

委 員 P7の表6はコンマの位置を揃えるようにした方が見やすいと思います。また、P8の表8温暖化ガスの種類も左側に揃えた方が見やすいと思います。

事務局 御指摘の内容を対応します。

会 長 46%削減という目標は、国の削減目標に準拠して貢献するという意味で設定されており、実は根拠がありません。今後国も再評価が求められ、2030年度の目標はおそらく見直すことになると思われます。根拠がないのであれば、思い切って50%にしてはいかがでしょうか。

事務局 計画の進捗状況に応じて、見直しを図りたいと考えています。

委 員 再生可能エネルギー等の電力排出係数の低い電力を調達することは実際に可能でしょうか。

事務局 コンサルタント会社から回答します。既に電力会社ではそのような契約メニュー・サービスもでていることから、選択することは可能であると思われます。

委 員 再生可能エネルギー等の電力調達が可能とのことですが、コスト的にはいかがでしょうか。

事務局 コンサルタント会社から回答します。個々の契約等により変わるため一概には言えませんが、現状は通常の業務電力契約等と比較して割高になると思われます。ただ、今後はこのようなサービスがもっと増えて、電力会社間の競争も進むことが考えられるため、もっと安価に調達することができるようになると考えられます。これは、国の政策の方向性とも合致しています。

副会長 用語集の温室効果ガスの表現ですが、「地表面の温度を一定に保つ役割を果たしているガスのこと」というのは、やや誤解を与えるように思います。可能であれば、温室効果を高めるものであることを修正すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

会 長 国などの根拠のある内容で解説される必要がありますが、いかがでしょうか。

事務局 コンサルタント会社から回答します。用語集は、基本的に国等の資料から解説文を引用していますが、根拠に関しては改めて確認します。なお、御指摘のとおり内容がわかりづらい面もあると考えますので、根拠を担保しつつ、わかりやすい表現に変更可能であれば修正対応したいと考えます。

会 長 他に特に無いようでしたら、これで令和3年度第4回白井市環境審議会を閉会します。熱心に御審議をいただき、ありがとうございました。